

17-20世紀におけるタイ国華人の研究 [論文要旨及び審査の要旨]

| | |
|--------|---|
| 著者 | 王 竹敏 |
| 発行年 | 2015-09-20 |
| 学位授与機関 | 関西大学 |
| 学位授与番号 | 34416甲第592号 |
| URL | http://hdl.handle.net/10112/9435 |

[6]

| | |
|------------|---------------------------------------|
| 氏名 | おう ちくびん 王 竹敏 |
| 博士の専攻分野の名称 | 博士（文化交渉学） |
| 学位記番号 | 東アジア文化博第14号 |
| 学位授与の日付 | 平成27年9月20日 |
| 学位授与の要件 | 学位規則第4条第1項該当 |
| 学位論文題目 | 17-20世紀におけるタイ国華人の研究 |
| 論文審査委員 | 主査教授 松浦 章 副査教授 内田 慶市 副査教授 中谷 伸生 |

論文内容の要旨

王竹敏氏が提出した博士論文「17-20 世紀におけるタイ国華人の研究」の内容要旨について述べている。論文は次のように構成されている。

序 章

第一部 清代中国とタイ国との交渉における華人の活動

第一章 17 世紀以前における中国・暹羅国の華人と往来

第二章、清代中国に來航した暹羅国の朝貢

第三章、清代中国と暹羅国の朝貢貿易における華人の参与

第四章、清代中国と暹羅国との民間貿易—蘇木を中心に—

第五章、清代中国に來航した暹羅国の華人使節

第二部 近代タイ国における華人の活動

第一章、20 世紀前葉タイ国における中国商品の流通

第二章、20 世紀前葉タイ国における中国との汽船航路

第三章、20 世紀前葉タイ国における華人の保険業の展開

第四章、20 世紀前葉タイ国における華人教育

第五章、20 世紀前葉タイ国の華人教育政策

第六章、20 世紀前葉におけるタイ国の華商の投資と銀行業

結 論 17-20 世紀におけるタイ国華人の研究の意義

以上のように、全体が二部構成、全 13 章から構成されている。

序章においてタイ国における華人研究の問題点と研究視点と方法、研究目的と構成について述べる。

第一部「清代中国とタイ国との交渉における華人の活動」は五章に分ち、第一章「17 世紀以前における中国・暹羅国の華人と往来」は、タイ国の歴史沿革と華人移民との関係を概観し、明代までの華人との関係を俯瞰する。第二章「清代中国に來航した暹羅国の朝

貢」は、本論の前編の中心である清朝中国と暹羅国との朝貢関係によって発生した諸問題を考察する。朝貢規定、朝貢活動、朝貢待遇など、暹羅国が中国からどのように扱われたかを叙述する。第三章「清代中国と暹羅国の朝貢貿易における華人の参与」は、暹羅国の朝貢貿易の形態がどのであったか、貿易規定、免税政策、朝貢貨物などこの朝貢貿易に関与した華人の視点から述べる。第四章「清代中国と暹羅国との民間貿易—蘇木を中心に—」は、暹羅船による中国・日本への蘇木貿易と中国・日本での蘇木の消費状況を考証している。第五章「清代中国に來航した暹羅国の華人使節」は、清代中国に來航した暹羅国の華人通事、雍正六年に発生した呂宋船の海難に通事として協力したことを究明している。

第二部「近代タイ国における華人の活動」は六章に分ち、近代タイ国における華人の活動について究明する。第一章「20世紀前葉タイ国における中国商品の流通」は、タイ国で刊行されていた華字新聞を利用し、中国商品の販売状況とその商品の広告を明らかにしている。第二章「20世紀前葉タイ国における中国との汽船航路」は、華字新聞の汽船広告を分析し、タイ国と中国との航路や汽船航運の状況を述べる。第三章「20世紀前葉タイ国における華人の保険業の展開」は、タイ国で開業した華人保険業の企業的展開を考究している。第四章「20世紀前葉タイ国における華人教育」として、タイ国における華人教育の現状、華人学校の状況を解析している。第五章「20世紀前葉タイ国の華人教育政策」は、タイ国政府が在留華人へどのような教育政策を行ったか、またそれに華人がどのように対抗したかを明らかにした。第六章「20世紀前葉におけるタイ国の華商の投資と銀行業」は、タイ国における華商による投資と銀行業について述べている。

最後に結論として「17-20世紀におけるタイ国華人の研究の意義」について述べる。

以上が王竹敏氏の論文内容の要旨である。

論文審査結果の要旨

王竹敏氏の博士論文によって明らかにされた内容はつぎのように要約できるであろう。

タイの旧名である暹羅国と中国との通交は長く、宋代以後になると顕著な交流が見られ、多くの華人が暹羅国へ移民し、その後も中国との間に積極的で友好的な関係が持続されていた。暹羅国は、明朝初期の洪武四年（1371）から朝貢国として朝貢し、14世紀以降から、中国との朝貢貿易に華人が参与するようになる。それは華人が暹羅国と中国との海路を熟知し、暹羅国から中国への船の水先案内人や船員となり、また堪能な中国語を使い、中国との貿易も円滑に行っていたことを具体的に明らかにした点は評価できるであろう。

清代においても暹羅国は、中国の朝貢国として良好な関係が維持され、朝貢貿易と民間貿易を展開した。広州に來航した朝貢船は、皇帝への献上品の他に大量の貿易品も積載し、中国での貿易を行った。その貿易は暹羅王室が直接に海外貿易に参与せず民間貿易もほぼ華人によって運営され、暹羅国の朝貢船の運航者や商人や船員などはほとんど華人が占めていた。清政府が中国と暹羅国との米穀貿易を奨励し、中暹両国の民間貿易が活発となった。清朝では康熙後期から外国米の輸入政策を緩和し、暹羅国から輸入外米の数量が急増した。民間貿易で運ばれた米穀は、清朝が免税としたため、その特権を利用し暹羅国王に大きな利益をもたらした。同時に、朝貢船が中国で購入した貨物も免税とされ、暹羅国は

帰国するとき多くの中国物産を購入し帰帆して、暹羅国は他国に転売した。暹羅国の船が米穀貿易を行っていたが、その船は華人が運航していたように、華人が当時の暹羅の貿易に参加し推進したとする点も先行研究よりもさらに具体的に明らかになったと言える。

しかし貿易関係と関係深い朝貢制度に関して、暹羅国は明清時代の中国とも良好な関係を維持し、朝貢船が廣州港に来航すると廣州の地方官は招待宴を開き、上京に際してその路程を中国の伴送官と一緒に随行したとする中国側の朝貢制度の対応が、他の海外諸国の場合と暹羅国とのどのような差異があったのかなどに関する考証は十分とは言えない。

第二部全体の特徴は、タイのバンコックにある国立図書館の調査により、これまで研究者から看過されてきた華字新聞の存在を明らかにし、それらを多用して、近代タイ国における華人の活動を究明したことである。それらの考証からつぎのことが明らかにされた。

清末から民国初年にかけてタイ国では多くの華字新聞が出版された。華人新聞はタイ国の華人社会の重要な知識の情報源となり、主に経済活動の情報源として利用され、華人の工商業社団、貿易推進などに貢献した。また華人の故郷である中国の上海産や香港産の商品を大量にタイ国へ輸入し販売する際にも役立っていた。タイ国にもたらされた中国の上海産や香港産の商品は、タイ国輸入額の7割を占め、ヨーロッパの舶来品の独占的な地位を崩壊させ、広告宣伝に「国貨」「救国」等の時代的特徴が愛用・多用されたことなども初めて明らかにされた。また19世紀中葉から20世紀前葉におけるタイ国の定期航路、タイ国に進出してきた欧米系の保険会社とならび、香港や上海において成立した華商系の保険会社も相次いでタイ国へ進出し、香港に拠点を置くのが6社、上海が10社でなど華商系の生命・水上・火災保険、火災保険、汽車保険などの存在も究明されている。

教育面では20世紀初期にタイ国で華人学校が開設され、華人の子弟への教育機関となったものの、タイ政府からの制約があったが、言語教育として基本的に中国語だけでなく、広東東部と福建地方の方言も教えられていたことが、しかしタイ政府は華人のタイ人化を強制していたことを明かにされている。

17-20世紀30年代までの暹羅国の時代において、華人は、暹羅国の特に王室の経済発展に大いに関係し、暹羅国の対外貿易、特に中国との朝貢貿易や民間貿易の発展は、華人の貢献が大いに重要な意味があったこと、暹羅国における華人は、中国との海外貿易において、看過することができなかつた存在であったことを究明したと言える。

1930年代に成立したタイ国における華人華商は、タイ国社会に根付き、商業、航運業、保険業、銀行業、投資業などの経済分野において大きな役割を担っていた。しかし、タイ国における華人社会の拡大は、タイ国政府にとって必ずしも好ましい状況ではなかった。その一端は、華人が子弟の教育のために力を注ぐことに多いに警戒し、教育面で「強迫教育実施条例」などにより、タイ国在住の華人子弟にタイ語の学習を強化する政策を取り、タイ国在住の華人のタイ人化を進めた。しかし、華人は、それに抵抗しながらも、華人としてのアイデンティティを保持しようとして尽力した姿を第二部の各章において考究している。これらの成果は、上記のタイ国に残された華字新聞を利用すると言う、独自の研究方法で積み上げられた貴重な成果と言えるであろう。

王竹敏氏は、以上の博士論文に関して、博士課程前期・後期に在学中の5年間に、日本語論文9本、中国語論文6本を発表した。さらに国際会議において7回、国内学会2回、院生フォーラムで5回の発表を行い、中国の専門誌にも論文が掲載されるなど一定の評価

を得ていると言える。

よって、本論文は博士論文として価値あるものと認める。